

R4 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
1	子育て推進課	家庭児童相談	家庭における子育ての悩みや心配事、また子供たちが安全・安心で健やかに育つための環境づくりについて家族又はその他からの相談に応じています。子育て推進課内に家庭相談員4名配置しています。
2	子育て推進課	助産施設入所措置事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産が受けられない場合に、助産施設への入所措置事業を実施しています。出産予定日の2か月前の相談が必要です。世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。
3	子育て推進課	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が経済的な理由や夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等にて養育・保護します。原則7日以内。世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。
	子育て推進課	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等の事由によって恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供を行います。6か月を限度とし、世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。
4	子育て推進課	ファミリー・サポート・センター事業	NPO南紀こどもステーションに委託して「きつずばーく」を開設。子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織で、相互援助活動を支援します。利用料は、1時間700円(8:00～20:00)などです。時間帯により異なります。
5	子育て推進課	第三子以上に係る育児支援助成事業	小学校以下の子ども3人以上を養育している世帯のうち、就学前児童が利用したファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。上限15,000円(年間)。
6	子育て推進課	ひとり親家庭育児支援助成事業	ひとり親世帯の児童が利用したファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。上限15,000円(年間)。
7	子育て推進課	母子生活支援事業	DVその他の理由により、保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、生活支援等による自立促進を図ります。世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。
8	子育て推進課	母子家庭等自立支援事業	高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭の母又は父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行うに際して、生活の不安を解消するために、就業する期間について給付金を支給します。
			自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合、修了時に給付金を支給します。 受講する前に事前の申込みが必要です。
9	子育て推進課	保育料の軽減	世帯の課税状況、兄弟による軽減措置があります。詳しくは保育料月額表をご覧ください。
10	子育て推進課 学校教育課	第二子以降に係る保育料及び食材料費の助成(紀州っ子いっぱいサポート)	保育所(認可外含む)、幼稚園等に入所する第三子以降の児童を対象に、保育料及び食材料費を助成します。第二子については、所得制限を設けて助成します。利用する施設やクラス年齢により、助成の対象が異なります。
11	子育て推進課	メール連絡システム	公立保育所9園、へき地保育所4園、学童保育所15ヶ所からの緊急連絡事項などを速やかに確実に知らせるため、電子メールにより保護者の携帯電話やパソコンに配信します。
12	子育て推進課	学童保育所の運営	保護者等が就労などによって昼間家にいない主に低学年小学校児童の放課後の生活を守るために開所しています。H29年度から、閉所時間をPM6:00からPM6:30に30分延長。
13	子育て推進課	学童保育所未実施小学校におけるタクシー移送事業	学童保育所を実施していない5つの小学校から近隣の学童保育所へタクシー移送(往路のみ)を行います。
14	子育て推進課	学童保育料の減免	月額8,000円を2人目から半額、非課税世帯は2,500円、住民税均等割のみの世帯は4,000円、生活保護法による保護を受けている世帯は0円になります。

R4 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
15	子育て推進課	地域子育て支援センター“愛あい”	育児支援や子育てサークルの活動を支援しています。
16	子育て推進課	つどいの広場事業	0歳から就学前児を対象につどいの広場(新庄総合公園管理棟)・0.1歳のつどいのおへや(東部公民館)、キッズ広場(新庄公民館)を開催しています。おもちゃで遊んだり、手遊びや読み聞かせなども行っています。子どもを遊ばせるだけでなく育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。
	子育て推進課	青空広場	田辺スポーツパークで毎週金曜日開催しています。雨天中止です。12月から3月の間は、月2回「たなべる」での実施になります。おもちゃ作りやうた遊び、楽器遊びなどをします。育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。
17	子育て推進課	遺児奨学金	遺児となった子供に対し、遺児奨学金を支給しています。小学校に在籍する遺児は月4,000円、中学校に在籍する遺児は月6,000円、高等学校に在籍する遺児は月8,000円です。所得制限があります。
18	子育て推進課	病児保育事業	生後6か月から小学6年生までの児童が体調を崩し、保護者が看病できないときに、その児童を院内に設置された専用スペースにおいて一時的に預かります。(1日1,000円程度必要)お迎えサービスもご利用いただけます。
19	子育て推進課	養育支援訪問事業	産褥期(出産後概ね1年未満)における母と乳児に対して、ヘルパーを派遣し家事等の援助を行います。世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。
20	市民課	児童手当	中学校修了までの児童の養育者を対象として児童手当(特例給付)を支給します(ただし、公務員は所属庁から支給されるため対象外)。H24年6月から所得制限を適用し、所得制限により限度額を超えた場合は特例給付として支給しています。児童手当支給額は、児童一人当たり月額が3歳未満15,000円、3歳から小学校修了までが10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生は10,000円です。特例給付支給額は、児童一人当たり月額が一律5,000円です。R4年6月から特例給付の支給に係る所得制限を適用し、限度額を超えた場合は、特例給付の支給がされなくなります。
21	市民課	児童扶養手当	離別や死別等によりひとり親家庭となった児童又は父母のいずれかが障害状態にある児童の養育者を対象として支給します。所得制限があり、限度額を超えた場合は対象外です。対象となる場合で所得額に応じて児童一人の場合で、全額43,070円、一部支給43,060円～10,160円を支給します。児童が二人以上の場合は加算があります。
22	保険課	出産育児一時金	健康保険42万円(国保)の支給です。
23	保険課	子ども医療費	就学前児童(乳幼児)及び小学生・中学生の通院・入院に係る保険診療の自己負担分を助成します。
24	保険課	ひとり親家庭等医療費	18歳以下(3月31日まで)の子供を扶養するひとり親家庭等(所得制限あり)を対象に、保険診療の自己負担分を助成します。
25	健康増進課	未熟児養育医療費給付事業	養育のため病院等に入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。
26	健康増進課	乳幼児健診	4か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に健診を実施します。11か月と2歳の時期に相談を実施します。
27	健康増進課	5歳児発達相談事業	発達障害の早期発見のため、5歳児を対象にアンケートを実施し、必要に応じ5歳児発達相談、関係機関への紹介、連携、評価・研究のための検討会議を実施します。また、アンケートや相談の従事者、障害児を担当する施設職員を対象に、医師や臨床心理士等が講習を実施します。

R4 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
28	健康増進課	子育て相談事業	子育て全般にわたる相談を行います。
29	健康増進課	妊婦健康診査費助成事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な費用を助成します。
30	健康増進課	特定不妊治療費助成事業	治療に要した費用から国、県の助成を除いた額について、助成します。(上限有り) 助成金額は治療内容によって異なります。 助成を受けられる回数については、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢によって異なります。 治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合:43歳になるまでに一子毎に6回まで 治療期間初日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合:43歳になるまでに一子毎に3回まで
31	健康増進課	一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療を受けた方を対象に、その治療費を5万円を限度に助成します。
32	健康増進課	妊婦訪問	疾病の予防や早期発見、妊婦の健康の保持増進を目的に、妊婦訪問を実施します。
33	健康増進課	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんとお母さんに対して、助産師や保健師が訪問し、身体計測や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談を行います。子育てに関する情報等を紹介します。
34	健康増進課 子育て推進課	にこにこる〜む	生活や発達の面で支援が必要な親子や、友達と遊ぶ機会が少ない未就園児を対象に遊びの機会を提供し、友達とのふれあいを通じて健やかな発達を促進する親子教室です。
35	健康増進課	未熟児訪問指導	未熟児の赤ちゃんとお母さんに対して助産師や保健師が訪問し、未熟児の症状や家庭環境に応じて適切な指導を行います。
36	健康増進課	マタニティスクール	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と、妊婦同士の交流の場として実施します。
37	健康増進課	パパママ教室	妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産についての正しい知識の普及と、協力して子育てすることを学ぶ機会として実施します。
38	健康増進課	すくすく教室 (育児相談)	育児相談や離乳食の進め方のほか、育児についての相談を実施します。
39	健康増進課	発達相談、巡回支援事業	乳幼児健診で、発達上経過観察を必要とする場合や育児に不安がある場合に、臨床心理士による発達に関する相談、対象者が集まる施設への巡回相談を実施します。
40	健康増進課	予防接種事業	<p><定期> ロタウイルス・ヒブ・小児の肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎・二種混合・子宮頸がんの予防接種を実施します。</p> <p><任意> おたふくかぜワクチン一人1回自己負担金2,000円で接種できる助成事業を実施します。 (対象:1歳から7歳未満の小学校就学前の幼児) ・身体障がい者の方にインフルエンザ予防接種費を助成します。ただし、年齢等で設定している自己負担金が必要です。 (対象:心臓、腎臓又は呼吸器、免疫機能障害を有する身体障害者手帳1級に該当する方) ・医師が感染症予防のために必要と認めた法的期限後に実施する予防接種の費用を助成します。 (対象:小児がん等の病気治療のため骨髄移植手術等を行ったことで、定期予防接種で獲得した免疫が低下又は喪失した20歳未満の方)</p>

R4 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
41	健康増進課	ひきこもり相談	健康増進課に相談窓口「ひとのわ」を開設し、ひきこもり状態にある青年及び家族を対象に、電話、来所による相談を実施するとともに、家族会、自助会、その他関係機関への紹介を行います。また、ひきこもりサポート事業としてNPO法人ハートツリーに相談・訪問、居場所提供等の事業を委託します。
42	学校教育課	不審者情報連絡システム『安心・安全メール』	学校と地域が連携して児童生徒の安全確保、活動を支援するため、市教育委員会から携帯電話やパソコンの電子メールを通じて不審者等に関する情報を配信します。
43	学校教育課	学校メール連絡網システム	小中学校・幼稚園からの緊急連絡事項や行事の案内などを短時間で確実に連絡するため、電子メールにより保護者の携帯電話やパソコンに配信します。
44	学校教育課	小・中学校就学援助費等の支給	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費等の一部や給食費を支給します。
45	学校教育課	適応指導教室	不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、学習や自立活動を実施します。
46	学校教育課	子ども電話相談	子どもに関する電話相談の受付を行います。
47	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ホットライン(電話相談)
48	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ホットライン(メール相談)
49	学校教育課	スクールバス運行業務	過疎地や山間部における小・中学生の通学支援を行います。
50	学校教育課	市立幼稚園の預かり保育	平日:午後2時30分～午後6時30分、半日授業日:午前11時30分～午後6時30分 長期休業日:午前8時30分～午後6時30分、早朝:午前7時30分～午前8時30分
51	学校教育課	私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育を実施します。また、要件を満たした場合に預かり保育料を補助します。
52	学校教育課	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級在籍児童生徒及び通常学級に在籍する発達障害等、配慮の必要な児童生徒に対する学習支援・介助等を行います(小学校・中学校)。
53	学校教育課	遠距離通学費補助金	市立小中学校へ通学する遠距離通学者にバスの定期代等の経費を補助します。旧田辺市のうち、学校統合により通学距離が長くなる地域や旧田辺市以外の地域で、小学生は片道4km以上、中学生は片道5km以上が対象です。
54	教育総務課	特別支援学校就学奨励費補助金	県立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者(田辺市在住)に対し、月額2,000円(田辺市及び西牟婁郡内の学校)または月額5,000円(その他の地域の学校)を補助します。
55	教育総務課	高等学校通学費等助成金	高等学校等修学のための通学及び下宿(入寮)に要する経費の一部を助成します。
56	教育総務課	修学奨学金	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者を対象に、奨学金を貸与します。
57	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に公民館や小学校の余裕教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。

R4 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
58	生涯学習課	学社融合推進協議会の運営	学校、保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校の運営改善、児童・生徒の健全育成並びに地域と学校が連携及び協働して行う地域を創生し、又は活性化する様々な取組を行います。
59	生涯学習課	家庭教育支援事業	子育てや育児に関して悩む親が増加傾向にある中で、子育てに関する学習機会や情報の提供等、家庭教育支援の充実を図ります。
60	子育て推進課	交通遺児手当	交通事故により親等の一方又は双方を失った18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童で、高等学校に在学中までの児童を対象に年30,000円を支給します。所得制限があります。
61	子育て推進課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母・父・20歳未満の児童が、高等学校卒業認定試験を受けるにあたり、講座を受講した際に受講費用の一部を支給します。また、受講終了日から2年以内に全科目合格した場合にも、受講費用の一部を支給します。受講する前に事前の申し込みが必要です。
62	やすらぎ対策課	福祉定住促進事業ひとり親家庭等育児支援助成事業	福祉定住促進事業の適用を受けて、市が定める地域に定住したひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを育てる環境づくりを推進するため、ひとり親家庭の児童がファミリー・サポート・センター事業を利用する際に要する費用の一部を助成します。
63	健康増進課	妊婦歯科健康診査事業	出産前の母親の口の中の環境を整えることで、母と子の健康の保持増進を目的に妊婦歯科健康診査を実施します。
64	生涯学習課	山村地域における子供の居場所づくり事業	学童保育所未設置の行政圏管内において、夏休み等の長期休業中に子供が安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを行います。
65	福祉課	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯等の小学4～6年、中学生に対し個別対応により学習指導を行い高校への進学に向けた基礎学力の習得、進路相談等の支援を行います。また、定時制、通信制高校、その他学習支援が必要な高校生について個別対応により学習指導を行います。
66	子育て推進課 学校教育課	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所等に通園する3～5歳児の保育料を、所得制限を設けて副食費を無償化します。また、保育の必要性が認定された場合は、幼稚園の預かり保育料の一部が無償化されます。
67	健康増進課	産後ケア事業	出産後1年未満で、心身の不安や育児支援不足の母子に対する支援を目的に、助産所等でサービスを行います。宿泊型とデイサービス型があります。
68	健康増進課	産前・産後サポート事業	支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対し、助産師が相談支援を行うとともに、育児に不安を抱きながら初めての赤ちゃんを育てる母親と赤ちゃんを対象にして、子育て知識の習得や、仲間づくりを目的とした教室(BPプログラム)を実施します。
69	健康増進課	産婦健康診査事業	産後概ね2週間から1か月の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や精神状態を把握する健康診査を実施することにより、産後の初期段階の支援を強化し、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図ります。
70	図書館	ブックスタート事業	絵本を介して肌の温もりを感じながら言葉と心を通わせるきっかけをつくり、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、絵本を贈ります。
71	生涯学習課	木のぬくもりプレゼント事業	子どもの頃から身近に木のぬくもりを感じ、豊かな心を育む子育てに資するため、7か月児健診又は11か月児相談日において地元産材を用いた木製玩具等を贈ります。
72	子育て推進課	在宅育児支援事業給付金	生後2か月を超え、1歳に満たない第二子以降の乳児を在宅で育児する世帯に対して、一人当たり月額15,000円を最大10か月支給します。ただし、第二子については所得制限があります。(市民税所得割77,101円未満) ※育児休業給付金を受給していない等の要件あり。
73	子育て推進課	養育費確保支援給付金	離婚前後の親が、養育費を確保するために、公正証書作成費用等や養育費保証会社への手数料の一部補助を実施します。※所得制限及び債務名義が作成された日の翌日から6か月以内またはひとり親になった日の翌日から6か月以内の遅い方等の要件あり。

R4 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容
74	障害福祉室	重度障害者等福祉年金	田辺市に居住し、住民基本台帳記載者で20歳未満の身障手帳・療育手帳・精神手帳の所持者かつ、本人が該当年度における市民税が非課税若しくは均等割のみの課税であるか、又は生活保護を受けている者に支給します。 年額28,500円
75	障害福祉室	日常生活用具給付事業	在宅の身体障害児・者(手帳所持者)及び難病患者の日常生活がより円滑にするための生活用具を給付します。 浴槽、便器、特殊寝台、特殊マット、たん吸引器、紙おむつ、ストマ用装具、視覚障害者用拡大読書器等。 原則1割負担だが、排泄管理支援用具(ストマ用装具、紙おむつ)については、1割負担分を市が補助。
76	障害福祉室	補装具費支給制度	障害によって失われた機能を補うための補装具の購入・修理・借受け費を給付します。(車いす・電動車いす・座位保持装置・短下肢装具等) 原則1割負担だが、1割負担分を市が補助。
77	障害福祉室	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児(18歳未満)の補聴器購入又は修理費用の一部又は全部を助成します。
78	障害福祉室	特別児童扶養手当	20歳未満で身体や知的又は精神に中程度以上の障害、若しくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を看護している父母、若しくは父母に代わって児童を養育している方に手当を支給します。(1級52,400円/月、2級34,900円/月)
79	障害福祉室	障害児福祉手当	20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児に手当を支給します。14,850円/月
80	障害福祉室	育成医療費助成	心身に障害のある児童に対して指定医療機関において生活の能力を得るために必要な医療の給付を行います。
81	障害福祉室	児童発達支援(通所)	児童発達支援センター等に通所し、障害のある未就学児に対する日常生活に必要な動作や知識を指導、集団生活に必要な適応訓練を行います。
82	障害福祉室	放課後等デイサービス	児童発達支援センター等に通所し、就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
83	障害福祉室	医療型児童発達支援(通所)	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせて、上肢、下肢や体幹に障害のある児童に対して、必要とされる治療を行います。
84	障害福祉室	保育所等訪問支援	保育所・小学校などに通う障害のある児童や、そのスタッフを対象にして、保育所・小学校などを支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援(アドバイスやフォローなど)を行います。
85	障害福祉室	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するための外出することが著しく困難な障害児に対して、発達支援が提供できるよう障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
86	障害福祉室	障害児相談支援事業	障害児通所支援の利用に関して、相談の元にサービスの利用計画を作成し、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行います。